大阪公立大学 Osaka Metropolitan University 学術情報リポジトリ

大阪・闇市における暴動の基礎構造：「曽根崎署襲撃事件」の事例から

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 芳賀, 達彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017966

大阪・闇市における暴動の基礎構造

――「曽根崎署襲撃事件」の事例から――

芳賀達彦[1]

はじめに

近年、学術研究において「闇市」を主題とする記述が盛んである[2]。とくに建築史から派生した都市論[3]の成果がめざましく、民衆の集合記憶に刻まれた存在が学術研究においては語られないという状況は解消しつつある。本稿は大阪の闇市の事例研究から、この流れに掉さすものである[4]。

大阪府は全国有数の闇市が隆盛した一方で、警察や占領軍による苛烈な対応がとられた都市としても知られる[5]。しばしば指摘されるのは、この取締主体の強硬姿勢に旧植民地出身者に対する支配者意識ないし敵対感情が働いていた点である〔三輪 1996:48-9〕〔原山 2011:50〕。もっとも顕著なのは着任直後に闇市解体を宣告した警察部長（鈴木栄二）の言説とされる。鈴木は、大阪の闇市とは「第三国人のヤミ帝国」であって、その一掃こそが復興の要だと説いたのである〔鈴木 1952:15-7〕。この主張がいくぶん奇妙だったのは、大阪の闇市において多数派を占めるのは現実には日本人だったのであり、まさにその事実を鈴木自身が把握していたことだった。

比較文学の立場から「闇市とレイシズム」の絡まりを考察した逆井は、「第三国人」を闇市の代表とみなす誤謬は、当時の体制破綻から怒りの矛先をそらし、本来の責任主体である行政や、ひいては「日本人」を免責するための言説だったと説明している〔逆井 2018:135〕。この逆井の説明は妥当におもえるが、それでもなお、これほど明白な誤謬が承認されたのは一体なぜかと問わずにはいられない。たとえば、鈴木栄二が大阪の闇市の黒幕だと主張した台湾人にいたっては、営業者全体のわずか4％にすぎなかったのだから[6]。

---

1 大阪府立大学人間社会学研究科博士後期課程

2 近年の研究成果については〔橋本・初田編 2016〕を参照。また京阪神の闇市を対象とした事例研究として、〔田中 1996〕、〔村上 2018〕、〔西川 2018〕が挙がる。

3 代表的な研究として〔初田 2011〕、〔石榑 2016〕、〔村上 前掲〕がある。

4 本稿は1945年8月から翌年9月までの以下の五紙を参照した。『毎日新聞(大阪版)』、『朝日新聞(大阪版)』、『夕刊新大阪』、『大阪日日新聞』、『時事新報大阪』。以下では、『毎日』、『朝日』、『新大』、『日日』、『時事』と略記している。また1945年8月15日付の記事の場合(450815)と略記する。

5 大阪府下では警察と占領軍の意向により1946年8月1日をもって指定地区からの露店の締出しと仮設建築物の撤去が実行された〔大阪・焼跡闇市を記録する会編 1975〕、〔田中 1998〕、〔原山 2011〕。

6 脚注34参照。

ここで指摘したいのは、当時の取締関係者たちの危惧していた、もう少し具体的な懸念材料の存在である。闇市の日常的な違反行為に比すれば、より劇的かつ印象的な事例、すなわち本稿の題に掲げた「暴動」の存在である。当時の日本の各地では、闇市の取り締まりに端を発する「警察署襲撃事件」が起きていた。

東京の「渋谷事件」(1946 年 7 月)[7]はひろく知られるが、当時の西日本においてもまた、北九州の長崎署襲撃事件(同年 5 月)[8]、京都の七條署襲撃事件(同年 1 月)[9]、大阪の「曽根崎署襲撃事件」(同年 3 月)といった出来事が生起していた。そして、着任直後の鈴木栄二の耳に真っ先に届いたのは、数ヵ月前の事件についての曽根崎署員の報告だった[10]。

闇商人による「暴動」という劇的な事例が「第三国人」に対する敵対感情を「義憤」のかたちで再生産し、闇市の黒幕（代表）かのようにみなす口実となったことは想像に難くない[11]。というのも、一連の「警察署襲撃事件」の大きな特徴は、いずれも朝鮮人、台湾人、中国人といった人びとが行為主体とされる点にあったからである。

大阪の戦後史研究において曽根崎署と闇商人の衝突を真正面から論じた記述はみあたらず、「暴動」に対する理解や意味づけは、戦勝国民たる第三国人の道義退廃、敗戦の混乱による警察の威信失墜といった短絡的説明によって一蹴されているのが現状である。しかし、事件の展開を詳細に辿ってみたならば、そこには目を惹かれる要素がいくつもある。まず気づかされるのは、大金の渦巻く闇市を舞台とした事件でありながら、最終的な争点がモノやカネにおかれていないということである（一章）。舞台となった梅田闇市の状況を検討すれば、その独特な空間配置や民族構成のあり方もみえてくる（二章）。また既存の説明が事件に至る経緯の大半を捨象している点も明白である（三章、四章）。そして、詳細な検討をふまえたのちに一連の過程を俯瞰したならば、そこには抑圧的な言説や社会関係が再生産される局面に通底している基礎的な構造が浮かびあがってくる（おわりに）。

本稿の流れは以下の通りである。一章では曽根崎署襲撃事件の概要および史料掲示を行い、さらに闇市と暴動の関連を概説する。二章では事件の舞台となる梅田闇市について記述し、取締の偏在可能性に着目する。三章では事件直前の一連の取締りと、警察関係者と闇商人側の交渉過程を記述する。四章では事件当日の出来事および事件後の展開を示す。そして最後に、一連の過程を意味づけ「おわりに」とする。

第一章　闇市と暴動

---

7 渋谷事件に関する近年の学術研究としては〔楊 2012〕を参照。
8 長崎署襲撃事件については新木による詳細かつ丹念な記述がある〔新木 2019〕。
9 七條署襲撃事件については西川の記述を参照した〔西川 前掲:200-1〕。
10 これは後述の岩井寿九郎による証言である〔岩井 1959:219〕。
11 当時の内務省警保局長（谷川昇）の闇市閉鎖直前の帝国議会における答弁においても、一連の事件に対する義憤を読み取ることができる〔第 90 回帝国議会衆議院特別都市計画法案委員会、第 4 号、昭和 21 年 7 月 19 日〕

「曽根崎署襲撃事件」という事件名は『大阪府警察史』(第三巻)の呼称による。それによれば、1946 年「三月一三日、曽根崎警察署はヤミ市場の一斉取り締まりを実施中、第三国人七人を検挙したが、直ちに、約一六〇余人の朝鮮人・台湾人・中国人らが被疑者奪還を企て、けん銃・こん棒などを持ち同署を襲撃した。制圧にあたった警察官一八人が全治三週間の傷を負った」とある〔大阪府警察史編集委員会編 1973:111〕。まさしく「暴動」と呼ぶにふさわしい記述となっている。

この記述はまた、細部の違いこそあるものの、当時の GHQ が曽根崎署から報告書として受け取った内容そのままの再現にもなっている。事件当時、曽根崎署は終戦連絡中央事務局（Central Liaison Office）経由で二件の英文報告書を作成していた。'Korean-Formosan-Chinese Attempt to Free their Arrested Compatriots'（鮮・台・華人等ノ集団的犯人奪還事件発生ニ関スル件）である(図 1～4)。

CLO1505(図 1、2)は事件後まもない 4 月 1 日付で受理されたとあって、内容は簡潔で、以後の記述との相違点もみられる。他方、5 月 27 日付の CLO2566（図 3、4）は検察の審理をふまえた報告とあり、主要容疑者六名の氏名[12]、出身、年齢に加えて、事件当日の経緯が整理されている。図 1 (CLO1505)の 3.c にあるように、『警察史』の記述はこの箇所の前半部を踏襲したものであるが、事態終息に占領軍やＭＰの火器使用が介在したという重要な情報が欠落していた。

事件内容の検討は四章で展開するが、これらの文書によくよく目を通して気づかされるのは――報告書の性質上やむをえないだろうが――あまりにも簡素な記述だということである。たとえば、CLO2566 の容疑内容の項をみると、(1)～(3)の各段階の移行には、午後一時、三時、五時と、ゆうに二時間もの時間が経っている。しかし、ここに記される報告内容から、そのような時間的厚みの存在を推し量るのはかなり難しいのではないか。

大阪駅前という現場の性格上、曽根崎署への投石や捕り物騒動、あるいは占領軍の装甲車の出動を目撃したとの証言は少なくない。梅田の侠客が紛争調停に駆けつけたとの逸話も残っている[13]。しかし、それらはやはり事件を外から眺めたもので、上記の資料を補うにはあと一歩足りない。大阪駅周辺には新聞社が控えており、現場はたちまち記者に囲まれ、無数のフラッシュが焚かれたようだが、残念ながら、この件が記事になることはなかった[14]。

しかし、幸運にも、事件から十年以上が経過したのち、現場に立ち会った人物の回顧録が公刊されている。曽根崎署の刑事として梅田闇市の取締を担当した、岩井寿九郎の『刑事（デカ）の足跡（あしあと）』（聯合通信社、1959 年）である[15]。

---

12 事件の性格等を考慮し、本稿の以下の記述ではイニシャルを用いる。

13 ここで挙げた証言は『大阪・焼跡闇市』に収録されている。

14 かろうじて存在をほのめかす記事として『毎日』(460315)「自由市場の主食遂に姿消す」がある。かりに記事の差し止めが存在したとすれば、占領軍の火器使用がプレスコードに抵触したとみるのが妥当だろう。

15 岩井は物書きや書類作成に長けていたようで、大阪府の警察機関誌「みおつくし」や「なにわ」(大阪市中央図書館所蔵)にも寄稿が確認される。

岩井寿九郎(1905-不明)は現場叩きあげの刑事から大阪市内の警察署長（曽根崎署、東署）に着任した人物である。1926 年に築港署の巡査となった岩井は、同署で刑事に昇進し、以後は大阪市内の各署で刑事事件を担当してまわった。ただし、1945 年 7 月に大正消防署次席となり、刑事現場からは一時離脱したまま敗戦を迎えている。しかし現場復帰は早く、翌年 2 月 16 日に曽根崎署に新設された「治安警部」のポストに任命され、梅田闇市の取締実務責任者として事件に立ち合うことになる。

先行記述において鈴木栄二の著作が度々引かれるのに比して、岩井の著作が参照されるのは稀である[16]。以下では、この岩井の手記を参照し、一連の事件を再解釈するための素材とする。ただし、ここではまず、大阪の闇市における暴動の発生について述べたい。

日本人が大半を占める闇市が「第三国人のヤミ帝国」として規定された背景に、朝鮮人や台湾人による暴動があったとしても、闇市の暴動を「第三国人」のみに帰属させることもまた、ある種の印象操作ではあるまいか、と問うことができる。闇市の数々の暴動から一部の事例のみが強調されたにすぎないのではないか、と。無論、そうした傾向がなかったとは考えにくい。とはいえ、それが全てというわけでもない。なぜなら闇市において、暴動は比較的まれな事象だからである。

一般に、戦後の闇市には暴力の印象がついてまわる。公然たる無法空間といった表現に加えて、やくざな存在（的屋、博徒）も絡んでいたとあれば、警官と闇商人の衝突など珍しくないのではないか。じっさい、闇市の先駆的研究者もまた「マーケット」（ヤミ市）は民衆の生活防衛の砦であって「下手な手入れにはいると、警官が袋叩きに遭うこともある」と、こともなげに書いていた〔松平 1985:58-9〕。しかし、この記述は、はたして当時の社会現実をどこまで反映しているのだろうか。闇市に非日常性や祝祭性が孕まれていたとする松平誠のテーゼそのものを否定するつもりはない。とはいえ、上の記述は明らかに不条理である。松平が露店ではなく「マーケット」と書くだけになおさらそうだ。かつて、やくざ研究の泰斗たる社会病理学者の岩井弘融は、街のチンピラの横暴をだれも止めないのは、チンピラ本人の背後に組織的報復の可能性をみるからだと書いたが〔岩井弘融 1957:1-8〕、この考察はむしろ取締りの警官にこそ適用されるべきである。その場合、松平の記述の不条理さが理解できる。つまり、応援に駆けつける警官という当該状況に介入しうる第三者の存在が思考から排除されているのだ[17]。

事実、新聞を通覧して気づかされるのは、闇商人と警察との直接衝突の事例がいかに僅少

16 『大阪府警察史』(第三巻)は梅田闇市の記述に岩井の記述を一部利用しているが、事件自体の記述等はまったく引用していない〔大阪府警察史編集委員会編 1973:117〕。

17 松平と同様の言い回しはむしろ、鈴木栄二や岩井寿九郎の記述において好まれる表現である。だとすれば、闇商人の特定の力強さを強調する言説は、取締主体の記述の内面化という側面があったのではないか。

かという点である。区役所[18]や都市開発主体[19]の記述では、1946 年 6 月 19 日に梅田の闇市の専売品（煙草）の取締りの最中に警察官と専売局員が負傷した事件[20]が引かれ、闇市の無法ぶりが印象づけられるが、この事例が当時の新聞から確認されるほとんど唯一の事例だという点についてはふれられない。闇市での乱闘騒ぎ[21]、刃傷沙汰[22]、抗争の存在を匂わせる事件[23]はしばしば紙面を賑わせている。買出しの取締りの手荒さを告発する投書も存在する[24]。しかし、少なくとも大阪市内の事例においては、警官と闇市関係者が取締をめぐって衝突することは比較的稀だったようだ。

反対に、当時の記事や後年の証言[25]にあたれば、警官との直接的な衝突を避けつつ実践される様々な闇行為の事例に事欠かない。郵便小包や二重底のカバンに忍ばせた闇米[26]、裏口営業、警官への二枚舌、屁理屈、そして袖の下、等々である。日本人による国籍詐称もその一例だった[27]。とはいえ、取締に出くわした闇商人のもっとも典型的な反応は、商売の河岸を変えることだった。移動であり、とどのつまりは「逃げ」である。闇市に突如「空襲警報」の声がひびき、あわてて荷物をまとめて退散する闇商人という光景は、すでに当時から語り草となっていた[28]。ここでは J.C.スコットが『弱者の武器』にて着想した「日常型の抵抗」や、「逃避的抵抗」を思い起こさずにはいられない〔Scott 1985〕。

闇商人と警察の衝突が稀だったのは、無論、違反者の処分がそこまで重くなかったことが大きい。処分の大半は違反物資の没収（その場で公定価格での買い上げ、専売品は純粋に没収）と説諭処分であって、検察に送致される人間はごく一部であった[29]。取締現場が警官にとって安全だったと述べるつもりはないが、それは闇商人とて同じことである。闇市の営業

---

18 大阪市北区の区史は五〇年代と八十年代に発行されたが、いずれも六月一九日の事件が紹介されている〔大阪市北区役所編 1955:176-7〕〔大阪都市協会編 1980:180〕。
19 たとえば〔大阪市都市整備局編 1985:73〕を参照。
20『朝日』(460620、前掲、450621)『毎日』(460620)『新大』(460619,460620)、この騒動もまた台湾人が主犯とされた事件である。これについては「おわりに」でふれる。
21 たとえば『毎日』(451128)「露店地割から喧嘩」を参照。
22 たとえば『朝日』(451211)「闇市で乱闘」、『朝日』(460611)「自由市場の殺人」、『朝日』(460709)「拳銃で射たれて」などを参照。
23 たとえば『朝日』(460423)「露店の縄張り争いで殺人」、『朝日』(460610)「拳銃で射つ」などの記述を参照。
24 『日日』(460522)には「西成区苦羅立生」という読者の投書があり、知人が曽根崎署員の買出しの取締りを受け「十あまりもたたかれた」という告発が記載されている。
25 前掲の『大阪・焼跡闇市』のほか、〔田中鋳三 1990〕なども参照。
26 『新大』(460518)「闇米の種 山形や秋田から続々〝鳩山一郎〟〝野坂参三〟様へ 大阪へ…流れる手、小荷物」を参照。
27 この点については原山の記述を参照〔安田編 2013〕。
28 『朝日』(460620)「〝空襲警報〟で大部分が逃走、自由市に煙草の闇狩り」をみよ。露店市の性格が強かった初期取締の実態、露店商の逃走については〔芳賀 2018〕を参照。
29 たとえば、『朝日』(460428)には「府下六十五箇所の自由市場に対し取締件数/二月一、六五〇、三月二、二三八件このうち説諭二月一、六一六件、一、四九一名、三月一、九三一件、二、〇四五名、送局二月七〇件八二名、三月七九件八八名、取調中三九二件三二六名」とある。

者の四割は女性が占め、また高齢者や子供も多数存在したとなれば[30]、取締主体との直接的な衝突が忌避されたのは自然なことのようにおもえる。

ならば、梅田の闇商人たちが闇市における日常的な抵抗形式を振り切って、警官との直接的な衝突にいたったのはなぜなのか。戦時体制下において、警官に歯向かうことの危険性をほかのだれよりも痛感していたのは朝鮮人や中国人（台湾人）ではなかったか。

先述のように、警察史や英文報告書の内容は比較的簡素な記述に留まっている。しかし、CLO の資料名には事件の重要な骨格が示されていた。「曽根崎署襲撃事件」とは、検挙された人間の身柄解放をめぐる事件であった。それは、闇商人による、仲間を取り戻すための集団的な直接行動だったのである。

---

30 『毎日』(451116)には「性別では男子六十パーセント、女子三十パーセント、子供十パーセント」とあり、『朝日』(460727)には「性別では男女半々だが男が若干多い(…)七十歳以上の老人や二十歳未満の未成年者も一割二分を占めている」とある。

TO : GENERAL HEADQUARTERS OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS

FROM: Central Liaison Office, Tokyo

SUBJECT: Korean-Formosan-Chinese Attempt to Free their Arrested Compatriots.

C.L.O. No. 1505 (PK) 1 April 1946

1. Reference:

a. Memorandum AG 015 (19 Feb 46)LS(SCAPIN-756), subject: "Exercise of Criminal Jurisdiction".

b. Memorandum AG 015 (19 Feb 46)LS(SCAPIN-757), subject: "Review of Sentences Imposed Upon Koreans and Certain Other Nationals".

2. Since the above Memoranda were received, the Japanese Government has been paying special attention to the trends of Koreans, Formosans and Chinese.

3. Hereunder is submitted an outline of a case which has been reported by the Sonezaki Police Station, Osaka Prefecture:

a. Date of Occurrence: 13 March, about 4.40 p.m.

b. Place: Sonezaki Police Station, Osaka City.

c. Outline of Incident: With the object of intensifying control over the sale of staple food, a squad of about 40 policemen were mobilized by the Sonezaki Police Station. In the course of performing their duty at the open-air market in front of the Osaka Station, they arrested 7 persons (Mostly Korean) who had been selling boiled rice at 10 yen a bowl, and took them into custody at the police station.

Then, more than 150 Koreans, Formosans and Chinese, in an attempt to take back their arrested compatriots and armed with pistols and clubs, attacked the police station. A confused fight ensued between the mob and the policemen who did their best to check the intrusion, with the result that 18 of the latter were more or less severely injured.

Fortunately, however, with the assistance of the MPs stationed in the city, the policemen intimidated the mob by firing pistols and managed to arrest 60 of them. They are now held in custody at several police stations, where they are under examination.

It

昭和弐壱年四月弐日

0077

図 1 C.L.O. No.1505(PK) その１ 〔竹前監 1994a:3013〕より抜粋

It has to be noted with appreciation that, in connection with the above suppression of mob, the Osaka Police received encouragement from the Commander of the Occupation Forces in the Osaka area and is grateful for this consideration as well as for the cooperation on the part of the MPs.

FOR THE PRESIDENT,

(S. Iguchi),
Director of General Affairs,
Central Liaison Office.

0078

図 2　C.L.O. No.1505(PK) その 2、同上より抜粋

TO : GENERAL HEADQUARTERS OF THE SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS.

FROM : Central Liaison Office, Tokyo.

SUBJECT: Korean-Formosan-Chinese Attempt to Free their Arrested Compatriots.

C.L.O. No.2566(PK) 27 May 1946

1. Reference: C.L.O. Memorandum No.1505(PK) dated 1 April 1946, subject as above.

2. Regarding the subject case, the outline of which was reported by reference Memorandum, the Public Procurator's Office of the Osaka District Court conducted further inquiries and, in consequence, six persons out of the detained, as named in subparagraph a. below, were indicted on the charge of violating the "Law concerning the Punishment of Acts of Violence and Others", an application for his trial being made to the Osaka Local Court. The circumstances surrounding the suspected crimes are stated hereunder:

a. Suspected persons.

Formosan	K[redacted]E[redacted]	(27)
Do.	G[redacted]T[redacted]	(28)
Do.	C[redacted] T[redacted]	(25)
Korean	R[redacted]E[redacted]	(32)
Do.	K[redacted]I[redacted]	(25)
Do.	R[redacted]K[redacted]	(29)

b. Suspected facts.

On 13 March 1946, about at 00:30 p.m., the Sonezaki Police in Osaka Prefecture launched a wholesale arrest of staple food dealers and apprehended a Formosan, Kakutwo, and ten others, who were keeping open-air Chop-suey stalls and the like at the so-called Umeda Free Market in Osaka City in violation of the regulations. The above suspects, indignant over the police action, rallied their comrades and, resorting to threats and violence, attempted to take back the arrested, while they were being examined at the police station. Details follow:

(1) About one p.m. on the same day, Ko En-sen, together with more than ten others, forced their way into the room of chief of the police station and threatened the chief, Kotaro Yamaguchi, by shouting such intimidatory words as "Let off the arrested men at once, or the police station shall be burned down", "Now that you have put our friends

昭和廿壹年八月廿七日

0245

図 3 C.L.O. No.2566(PK) 〔竹前監 1994b:3653〕より抜粋

to shame, you shall be handcuffed too, and taken out into the market", etc. etc.

(2) K[redacted], accompanied by more than thirty persons, rushed into the police chief's room about at three p.m., and demanded him to discharge the arrested compatriots forthwith. The chief refusing it flatly, they went into the next room and, seizing by the collar Toshiichi Takada, chief of the Crime Prevention Section, who happened to be there, struck him on the cheek. Several others surrounded Tatsujiro Yamane, policeman in charge of search affairs, and violently twisted his arm.

(3) To take back the arrested by the force of a mob, the six suspects, combined with hundreds of companions, besieged the police station once again about at five p.m. and K[redacted], who stood at the head of the mob, rushed into the police chief's room with several others and tried to scare him, pressing hard upon him in encirclement, each shouting threats. K[redacted] I[redacted] and C[redacted], other suspects, getting into the police station together with scores of comrades, made such riots as to throw books on the table at the policemen thereabout and cut off telephone lines. G[redacted], R[redacted] and R[redacted], still other suspects, hurled stones at the police station from outside in conjunction with hundreds of others, and caused damage to window panes and fixtures.

c. Other information .

(1) Immediately after the occurrence of the incident, members of the Sonozaki Police Station arrested more than fifty suspects with the cooperation of MPs, and their examination was carried out by the public procurator who arrived there without delay.

(2) Chief rioters being presumed to be the above six, the other people were all discharged.

(3) C[redacted] and T[redacted], Formosans, who are alleged to be prime movers of the case, ran away from the spot together with some two hundred companions, and their arrest is deemed difficult.

FOR THE PRESIDENT:

(T. Katsube)
Chief of Liaison Section,
Central Liaison Office.

0246

図 4　C.L.O. No.2566(PK)　その 2。同上より抜粋。黒塗箇所は引用者による加工

第二章　阪神裏の闇市

事件の発端となる「梅田市場」は、現在のダイヤモンド地区（以下、梅田地区）全体に付近の露天神社の境内をも加えた大阪最大の闇市であり[31]、駅前広場からの視線が高層建築物（阪神百貨店）によって遮蔽される特徴的な空間配置から、しばしば「阪神裏の闇市」とも呼ばれていた（図 5)。

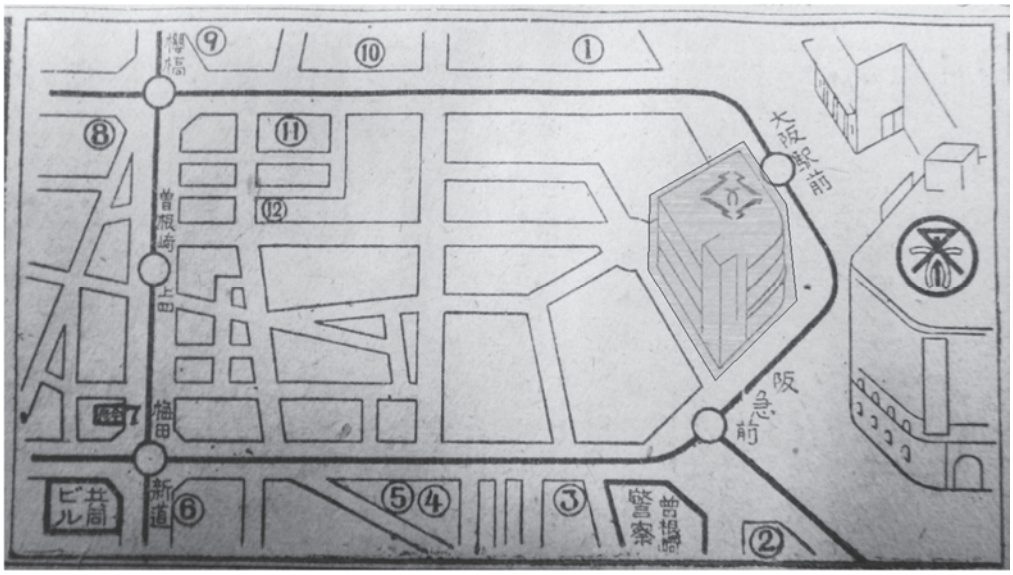

図 5 大阪日日新聞 1946 年 4 月 23 日付「復興の梅田・桜橋」1946 年 4 月頃の梅田地区の概略図（正面が西にあたる)。網掛け部分の建物が阪神百貨店となる。戦前からの区画整理事業によって、南北の区画に歴然の差が生まれている。この整理事業は戦時体制下で一時中断され、北東角一帯(阪神裏附近)は芝生化しており、北西角の区画は戦時菜園化している。

1946 年 2 月 17 日、曽根崎署の治安警部に着任し、この闇市の取締担当となった岩井寿九郎は、あたり一帯の様子を次のように描き出している。

> 梅田のヤミ市場は、大阪駅前から道路を一つへだてた今の阪神百貨店裏(･･･)広場は勿論道路も不法占拠してバラックを建築して、商店、露店商を含めてヤミ市場を形成し、禁制品の繊維品から、主食、煙草類を法外な値段で売りつけていた(･･･)これが曽根崎署の目の前のことだが、敗戦国警察の悲しさ、第三国人という有利な立場の台湾省民、朝鮮人の集団圧力に対抗して取締りを強行するには警察の体制は不十分であった〔岩

[31] 大阪府告示第三百八十九号(大阪府公報 昭和 21 年 7 月 27 日 号外)には「梅田市場」の所在は「北区東梅田町、曽根崎中二丁目、曽根崎上三丁目、同上四丁目、同上二丁目露天神境内」とある。

井 前掲:86-7〕

不法占拠と禁制品の闇取引が「第三国人」の手で、しかも警察署署の眼前で公然と行われるとして、岩井は怒りを隠さないが、実際、梅田は大阪の闇市のなかでも非日本人の割合が相対的に高かった地域である。1945 年 11 月末頃の曽根崎署の調査[32]では、御堂筋（大阪駅ー梅田新道交差点）沿いに集まる 332 名の露店商（闇商人）の内訳は、日本人 244 名(74%)、中国人 62 名(18%)、朝鮮人 26 名(8%)だったとあり、また男性 260 人に対して女性 72 名であった。神戸や京都という華僑と縁の深い地域に接続される大阪駅一帯が、中国人や台湾人にとって重要な拠点となっていたことはまちがいない[33]。18%という数字は他の主要闇市の平均(4%)の五倍近い値なのだ[34]。とはいえ、全体の七割以上は日本人だったとすれば、非日本人の存在を印象づけたのは、こうした人口比以上に、その空間的配置の偏りによるところが大きかったようにおもわれる。

鈴木栄二や岩井寿九郎の記述に特徴的なのは、とりわけ梅田の闇市の記述に関して、「第三国人」の「青年」が強烈な印象を放っていることだ。

> 悪臭と砂塵と叫喚が渦を巻き(…)けわしい目を光らせた市民が雑踏を織りなしていた。その中に、血色のよい、見るからに逞しい栄養十分な第三国人の青年たちが、我こそはヤミ市の王者なりといわぬばかりに、大声をはり上げて客を呼んでいるかと思えば、その傍では、復員風の男が、道路の片隅に品物を並べて売っている。ヤミ屋の種類、人種、風裁も千差万別である〔岩井 前掲:208〕[35]。

闇商人の風裁も千差万別とあるように、当時の大阪の闇市は老若男女の非常に雑多な人びとで構成されていた。ただし、当時の調査によれば営業者の年齢は三、四十台以上の壮年が中心で、20 代以下の青年人口は相対的に小さかった[36]。にもかかわらず、警察によって描かれる梅田闇市の風景では若者（青年男子）の姿が活写されている。

ここで、当時の梅田闇市で実際に店を張っていたと述べる在日朝鮮人の朴憲行の証言が

---

[32]『毎日』(451130)、『朝日』(451204)

[33] ただし、華僑系の人びとの存在は当初から目立っていたわけではないようだ。『朝日』（451026）によれば、十月下旬の一斉検挙の時点では、大阪駅前で八十名の露店商（闇商人）が検挙されたが、うち「中華人」はわずか三名だった。

[34] 『日日』(460729)には大阪府経済防犯課による一斉調査の結果が記載されており「営業者は一万五千二百三十二名（…）国籍別に見ると日本人が七十五パーセントの一万千三百五十五名、朝鮮人は（…）一般的には二十一%の三千百七十二名、台湾省民を含む中華■國人はずつと少なく、四%の七百五人」とある。ただし、『朝日』(460727)によれば、これは大阪府下全体の調査結果ではなく、大阪市の梅田や鶴橋、また堺市、岸和田市などの十九ヵ所の主要闇市を対象としたものである。

[35] この抜粋とほぼ同一の記述が鈴木栄二の手記に存在している〔鈴木 1952:13〕。

[36]『朝日』(460727、前掲)

興味深い。朴によれば、非日本人による一種の住み分けがそこにあり、朝鮮人たちが現在のマルビル付近（梅田地区中心部）を活動拠点にしていたのに対し、阪神裏に勢力を張っていたのは台湾人をはじめとする華僑系の人びとだったという〔朴 1990:229〕[37]。当然ながら、ここでの「阪神裏」の指示範囲は梅田地区全体から阪神百貨店裏手の一角にまで絞り込まれる。そして、この意味での「阪神裏」とは曽根崎署正面に位置どる空間であり、取締主体の視線を一手に浴びる特異な一画が示されている（前掲、図５）。

この「阪神裏」の若者たちは、ある意味、当時の在日台湾人社会の縮図そのものだった。というのも、それは圧倒的に青年や少年によって構成される社会だったからである。

許淑真によれば、1942 年以降、日本政府は軍需工場の労働力確保のため、植民地台湾から学業成績優秀な（13 歳～15 歳の）少年工を多数募集した。さらに 44 年 9 月に台湾で徴兵制が敷かれると、徴兵免除の特典との引き換えで、兵役適齢者の多くが尼崎、都島、四貫島の軍需工場に吸収され、台湾出身の大量の若者が京阪神圏に流入することになった。終戦によって大半が帰国したが、大阪には軍需工場の労働者が多数のこり、1946 年 3 月の時点で台湾出身者 2,967 人と大陸出身者 1,221 人が残留していた。圧倒的なのは台湾出身者の男女比と年齢分布であり、1945 年 11 月 1 日時点での人口調査によれば、全国 25,291 人の在留台湾人のうち 81.8%が男性であり、さらにその 81%は 15 歳から 30 歳までの年齢層に属していたというのだ〔神戸華僑華人研究会編 2004:183〕。

先述の曽根崎署調査では、華僑人口比率と並んでジェンダーにも有意な偏りがみられていた。御堂筋沿いに出店していた 332 名の露店商のうち女性はわずか 72 名(22%)である。闇市における平均的な男女比は「男がやや多い」程度で推移しており、八割近くが男性で占められるこの日の梅田はかなり特殊である。とすれば、この偏りに台湾人青年の痕跡をみとることもできる。

ただし重要なのは、鈴木や岩井が「ヤミ市の王者」として活写する台湾青年たちは、許が結論するように、ほとんどが日本社会での安定した生活基盤を持っていなかったことである。当時、闇商人の大半は復員軍人か、徴用解除された工員だとされたが[38]、台湾人の若者たちは、あきらかに後者の典型だったといえる。さらに、渡日して日が浅く、血縁や地縁にも頼れない人間が、それほど楽な立場になかったことは想像に難くない。

とはいえ、警察署の正面に陣取る台湾人のふるまいが、周囲から一種の挑発として受け取られていた可能性は高いだろう。じっさい、岩井や鈴木はそう受け取っている。しかし裏を返せば、これは台湾人たちがもっとも見張られやすい地点に留まっていたとも理解できる。実際、後述のように、梅田の闇市で真っ先に検挙され、槍玉にあがるのは、つねに台湾人であった。

---

37 曽根崎署襲撃事件を目撃したという日本人男性もまた、当時の阪神裏の建物の陰や階段にアンパン帽をかぶった台湾人の少年たちが腰かけており、臆病そうな人間とみるや、たちまちバラバラと絡んできたと回想している〔大阪・焼跡闇市を記録する会編 前掲:35〕

38 『毎日』(451027)には「闇の俄商人に転身したもの(…)はきまって退職の際まとまった金をふところにした工員か、でなければ復員軍人」とある。

先の抜粋にあるように、岩井や鈴木は闇市問題を「第三国人」による不法占拠の典型として描き出す（鈴木の場合、まったく同じ頁に、梅田の闇商人がきわめて高額の権利金や家賃を支払っている、と書くにもかかわらず）。だが、阪神裏（梅田地区）を露店やバラックが埋めてしまったのは、岩井や鈴木の見立てに反して、取締主体である警察側の意向を少なからず反映した結果である。

大阪駅前の闇市は当初、梅田地区内ではなく文字通りの駅前広場に発生していた。阪神・阪急の両百貨店と大阪駅東口の中間地点にあたる駅前広場には、復員者の一時休憩所として四張りのテントが設置されており、その周囲が露店商や浮浪者の格好の活動場所となっていたのである。この露店商たちが梅田地区内へと集団移転したのは、闇市発生の一月後（十一月下旬）に警察によるテントの解体と露店商の誘導が実施されたからである[39]。実際、梅田地区一帯のバラックの乱立ぶりを各紙が報じ始めるのは、この集団移転の直後からである[40]。このときの報道で興味ぶかいのは、華僑系の人びとの当初の移動先が「阪神裏」を示していないことである。『毎日新聞（大阪版）』の記事によれば、「大阪駅前の闇商人中約三割を占めていた中国商人たちはテントを取りはづした資材で大阪新聞社横手の焼跡や天六交差点の焼跡に大きなテント張りの小屋を造りその中で商売することを計画している」とある〔毎日 451121、前掲〕。以下の図６に示されるように、大阪新聞社[41]は梅田地区の南端にあり、曽根崎署からはむしろ遠ざかる位置どりとなる。その横手の焼跡は実際には建物疎開による空地であって[42]、露店やバラック店をひらくには格好の一画だったはずである。

おそらく、台湾人たちの移転計画が変更を余儀なくされたのは、不法占拠のそしりとは裏腹に、当該地区の地主の意向を反映したものである。そのようにいえるのは、この直後の『毎日新聞』に、地主とみられる人物による「マーケット」の建設計画が報じられているからである[43]。

だとすれば、台湾人たちの「阪神裏」への移動は必ずしも本意でなく、また、この移動を曽根崎署はとくに咎めなかったのではないか[44]。たしかに警察が違反行為を自身の目の前に誘導するといえば直感に反するようだが、戦前の「悪所」に対処する基本戦略は一般の目か

39　以上の経緯は『毎日』(451116)、『毎日』(451120)、『毎日』(451121)、『朝日』(451120)を参照。先述の曽根崎署調査は露店商の集団移転後に実施されたものである。

40『朝日』(451231)には「大阪駅から桜橋一帯にかけて自由商人がバラックをつぎつぎ建て並べている」とある。また『毎日』(460103)には「大阪駅付近だけでもバラックが五十軒以上」とある。

41 大阪新聞社は『夕刊新大阪』の刊行元にあたる。

42 大阪府都市疎開実行本部事務室「建築物疎開一覧」22 頁によれば、この一角は焼跡でなく 56 戸の木造家屋の除却により更地化された建物疎開地だった。

43 『毎日』(460108)には「百又メリヤス店主渡邊直次郎氏は大阪新聞社東側の空地にバラック六十余軒を建て、自由商人に貸し、浪速商人伝統の〝のれん〟式の半恒久店舗を構えさせ(…)る」とある。

44 実際、梅田闇市の紛争調停に奔走した侠客（森本三次）は、闇商人の活動区域を中央郵便局、桜橋交叉点、梅田新道交差点、阪神百貨店を各頂点とする「枡形」に囲い込むことは警察の発案だったと証言する〔大阪・焼跡闇市を記録する会編 前掲:85)。

らの「隔離」（封じ込め）と、警察・同業団体の連絡を通じた内外からの「監視」だったのであり〔永井 2015〕、「大阪の表玄関」（駅前広場）から「阪神裏」への闇市の移動はそうした基本戦略に則ったものといえる。次章では、この取り締まり戦略のもう一つの要である同業団体と警察との交渉過程に焦点をあてよう。

図 6　1950 年代初頭の梅田地区　「最新大阪市街區分圖」（国際日本文化研究センター所蔵）より抜粋　大阪新聞社は図中の中央下

第三章　追放の論理

曽根崎署と梅田闇市関係者との衝突は 1946 年 3 月 13 日に発生し、これは 3 月 1 日に開始される「主食追放令」[45]の約二週間後にあたる。岩井の記述から判明したのは、この間の取締りにおいて両者が決して没交渉だったわけではなく、むしろ頻繁に連絡をとりあっていたという事実である。この取締が以前の一斉検挙と大きく異なるのは、違反を犯した本人

[45] この「主食追放」は、2 月 17 日の食糧緊急措置令に基づいた取締りであり、米、麦、小麦粉のみならず、それらを主原料とする調味料全般や、配給指定の衣料品の販売も厳禁する広範な禁止令だった〔原山 2011:40-6〕。

以外にその責任を追及しうる対象が成立していたことである。以下では、主として岩井の記述に拠りながら、取締開始から事件発生までの経緯を記述する[46]。

露店の集団移転後、阪神裏一帯は急速にバラックが建ち並び、市内最大の闇市として隆盛を極めていた。主食追放前日には一挙に七万もの人間がひしめき、梅田の闇市はパニックの様相を呈したとも報じられている[47]。

取締を目前に控えた２月２７日、曽根崎署は「梅田自由市場の内地人、台湾省民、朝鮮人らの各代表」を招致し、主食追放取締りへの協力を要請するも、署長による申し渡しの現場には代表者たちの重い空気が漂っていた。そこで岩井は「本町四丁目にあった華僑聯合会」に独自に連絡をとり、華僑の青年隊長から梅田闇市の台湾人組合長 T・S 宛てに一筆書かせ、その言付を持参させた防犯主任（川東）を台湾人組合まで派遣し、台湾人の闇市関係者への根回しをおこなったという〔岩井 前掲:209〕。

３月１日、府下全域の闇市が検挙対象とされた主食追放の当日、大阪府警察部は警官全体の三分の一に相当する二千名の人員を動員、午前 10 時を期して取締りに着手した。当時の報道によれば、梅田では数十名の警官による布陣が組まれ、MP のジープや装甲車輛までが出動したという[48]。

しかし、取締隊が現場に到着すると、予想に反して、昨日とは打って変わって静まりかえった市場の姿があるばかりだった。五百円生活（新円切替・預金封鎖）開始、取締の事前周知、小雨降りしきる悪天候が重なり、露店商のみならず客足までもがガタ落ちしたのである[49]。このため、闇商人と警察隊の大規模衝突どころか、取締現場は閑散そのもので、初日の取締りに関する岩井の記述は「警察からの趣旨が徹底して連絡されていないのを考慮して一応違反者に対しては論示する程度」と、ひどくあっさりしたものである。翌日の夕刊紙にいたっては、「警官隊が一日、雨中にも拘らず物々しく繰出しはしたが靴を泥んこにしただけ」と軽口をたたくありさまだった[50]。とはいえ、露店の数が激減し、取締陣営にとっての障壁だった大量の雑踏が霧散したことで、この翌日の取締では、はやくも違反者の存在が悪目立ちし始めていた　　。

３月２日、この日の取締りでは「相も変わらず、十軒余りの台湾人のみが主食を販売しており、内地人、朝鮮人は一斉取締りに協力していた」として、岩井は防犯主任（川東）帯同のもとで台湾人事務所を訪問し、組合幹部の K・E、T・S らに、「台湾人のみが何等協力をせず、誠意が見えない」という見解を述べ、出来る限り早急に転業その他方法を講ずるよう申し渡している[51]。この忠告に対しては、組合側から「やや協力的態度」が示されたとあり、

---

46 以下の梅田闇市関係者と曽根崎署の交渉過程の記述は〔岩井 前掲:208-10〕に依拠している。

47 『毎日』(460301)「食い溜めか・三倍の人出　主食追放前日の自由市場」を参照

48 『新大』(460301)『毎日』(460302)、『朝日』(460302)。

49 『毎日』(460303)。

50 『新大』(460302)。

51 この認識が実態に即していたかは非常に疑わしい。たとえば、当時の『夕刊新大阪』は

岩井と防犯主任はそのまま署に戻ったという。

３月４日、岩井によれば、この日の取締りにはMPの応援が加勢したことで、「炊事場等をも検索」する「高圧的な取締り」があったという。台湾人組合幹部の態度はやはり協力的であったが、違反者の処分に対する懇願もあり、処分は厳重説諭に留まった。

この取締の直後、それまで警察の交渉役を務めていたＴ・Ｓらとは異なる台湾人組合員「C・Bほか一名」が曽根崎署を訪問し、生活空間（炊事場）にまで立ち入る強硬な取締姿勢に対する抗議と主食販売に対する嘆願を始めている。

> 取締り隊が自由市場から引き上げて間もなく、C・Bほか一名の代表者が曽根崎署を訪れ、山口署長に面会、「主食販売を停止することは、業者の死活問題に関係するから何とかして貰いたい」と懇請しに来た。これに対して山口署長は「この取締りはただ曽根崎署だけの取締りではなく、進駐軍並びに日本政府の方針によって行っていることで、取締は全国一斉に行われている」ことを説明し、一警察署ではどうすることも出来ない状態にあることを縷々懇談した。しかし、C・B代表らは納得がゆかず、そのまま帰ったのである〔岩井 前掲:210〕

闇市の交渉事をめぐる岩井の記述に顕著なのは、警察の交渉相手や責任追及の主体として華僑系（台湾人系）以外の組織が挙がらないことである[52]。梅田の闇市には中谷栄五郎を顔役とした露友会（露店商友の会）が存在し、曽根崎署と交渉していた事実が知られているが〔大阪・焼跡闇市を記録する会編 前掲:49-50〕[53]、岩井は、それらの露店組合は闇商人から場銭をタカる存在にすぎないと一蹴するのみで、交渉相手や責任主体としては認めない

闇市から警察が引き揚げるや客引きの声が響きわたると報じている〔新大 460302、前掲〕。なにより、岩井自身の当時のメモに、同時期の取締りにおいて日本人や朝鮮人の違反者が少なからず検挙されていたことが残されている。曽根崎署が「襲撃事件」の事後対応として実施した13日夕方の取締では「パンや巻きずし」を販売する「内地人六名内女二名、鮮人三名」が、翌14日には「内地人十八名内女二名、鮮人三名」が検挙されている〔岩井 前掲:218〕。

52 当時の記事によれば、梅田闇市の華僑系の人びとの整理には、戦前に発足した華僑団体である「中華総商会」(大阪中華総商会) や在日台湾人の運営する新興紙の国際新聞社の関係者が関わっていたようだ〔朝日 460110〕。ただし一斉閉鎖間際の『日日』では統括団体の名称は「大阪華商組合」に変わっている。記事によれば、同団体は大金を投じて梅田闇市のインフラ整備（道路、街頭、便所）をおこなったほか〔日日 460726〕、闇市閉鎖前の立退き要求時には新聞の広告欄に即座に急告を掲載し、地主と商人仲介を申し出ている〔朝日 460713〕。また他団体が一斉閉鎖の意向に従うなか、警察の主張を「地主優遇による生活者の見殺し」として、真っ向から批判を展開している〔日日 460726、前掲〕。国際新聞社については〔何 2015〕を参照。

53 大阪・焼跡闇市を記録する会と同時代に同様の記録活動にあたっていた読売新聞社の大阪社会部は、『大阪・焼跡闇市』に登場する「さん坊」とあだ名される梅田の顔役が、森本三次という地元の政客だったことを明かしている〔読売新聞大阪社会部編 1976:153-6〕。

[54]。

岩井や曽根崎署から責任追及を受けている「台湾人組合」は、終戦直後に発足した民族団体（台湾同郷組合）とみられる。先述のように、戦後の台湾人は日本社会のもとで不安定な状態におかれ、ゆえに戦後の組織化は素早かった。大阪の「台湾同郷組合」は、終戦直後の今里、布施、難波、梅田、天神橋筋六丁目と各地で発足し、それぞれが２０名から３０名の会員を擁していたという。本部事務所は本町の旧満州領事館の二階に設置され、同じく三階に入居した大阪華僑総会と合流し、翌年、華僑聯合会に改称する。こうした民族団体は互助や友好のみならず、帰国、配給、納税等の各種手続きの窓口の役割も果たしていた[55]。

ここで問いたいのは、互助的性格の強い民族団体と、露店商の管理を目的として発足した日本人の同業組合とでは、その性格が大きく異なるということである。「露店商の友の会」と銘打つものの、闇市の「自治統制」の担い手として発足し、ある意味では統制の内面化ともとれる日本人同業組合[56]と、会員同士の支援を目的とする同郷組織では、違反者の処分の仕方に大きな差があったのではないか。鑑札や腕章によって組合員とそれ以外を識別する日本人同業団体（露友会）も、出身地によって入会資格が規定される民族団体（同郷団体）も一定の排他性を前提とする点では共通している。しかし後者のばあい、違反者だからと言って軽々に「追放」することは、そもそもの発足理念と矛盾する可能性が高い。実際、「襲撃事件」の主要動機を考えれば、この点は決定的におもえる。反対に、日本人の露店商組合が他県からやってきた違反者に義理立てする理由はない[57]。

さらに、主食品への依存度の面でも、日本人組合とそれ以外では差があった。三月一日の主食追放は年明けからの統制再強化の流れをくむ取締りだが、その布石はむしろ前年の統制の一部緩和時期に打たれていた。生鮮食料品の統制が外されるかわりに、主食類の集中的な取締が約束されたのである〔毎日 451130〕[58]。ゆえに、統制緩和の時期に発足した（日本人）露友会にとって主食販売禁止は組合加入の基本了解であった[59]。しかし、台湾同郷組合の会員選別はこうした基準にもとづくものではない。

無論、大阪の闇市における組織事情や台湾人のおかれた状況は不明瞭な点ばかりであり、以上の考察は推測の域を出ていない。とはいえ、少なくとも岩井の記述のなかに、こうした

---

54 曽根崎署と露友会の交渉は、『毎日』(460107、460108)、『朝日』(460110)などに確認できる。こうした事実と岩井の記述の乖離は、岩井の着任時期にも起因している。露友会の結成は 1945 年 11 月下旬から翌年 1 月中旬頃にかけて進んだが、この時期の岩井は大正消防署の次席であり、闇市をめぐる交渉事の蚊帳の外に置かれていた。

55 台湾人の同郷組合については前述の許のほかに、岡野の研究も参照〔岡野 2016〕。

56 大阪市内の日本人露店商組合の成立の経緯は、〔原山 2011〕、〔芳賀 2018〕を参照。

57 実際、暴利を目的で訪れる「よそ者の追放」は日本人露店商組合の主要な仕事だった。脚注 54 の記事を参照。

58 たとえば、『朝日』(451125)には食糧管理法の改正による米麦横流しの取締り強化が報じられている。

59 こうした基本了解は同時期の鶴橋〔毎日 451204〕、西成方面〔朝日 451206〕などの露店商組合の結成を伝える記事でも確認できる。

台湾人側の事情が斟酌された形跡がみられないことはたしかである。

さて、両者の交渉が平行線をたどるなか、曽根崎署は闇市に連日警官を手配し、その動向を探っていたが、違反者はむしろ増加傾向にあるとの報告を受けたことで、決定的な態度の硬化をみせる。「このままでは警察の威信も法の威力もなきが如きで無警察状態である」と判断した曽根崎署は、警察本部の指示を求め、食糧管理法その他の関係法規の適用による違反者への処罰（身柄の拘束）を決定、取締開始を 3 月 13 日午後 0 時 30 分とした〔岩井 前掲:211〕。

いよいよ、「曽根崎署襲撃事件」の発生日時である。

第四章　曽根崎署襲撃事件

3 月 13 日の取締当日、曽根崎署には検挙者の身柄を送致するため事前に各署から大量の応援が集結していた。淡路署員 17 名、東署員 11 名、旭署 11 名、十三署員 22 名、特別教養性 57 名、防犯課から私服刑事 15 名の計 208 名である。さらに占領軍のジープ三台が出動し、一斉検挙が始まった。一時間におよぶ取締りによって、台湾人 6 名（1 名は女性）、日本人 4 名（2 名は女性）の計 10 名が検挙され、十三、大淀の両署に身柄を留置、食糧管理法および価格統制令違反の容疑で取り調べが開始された〔岩井 前掲:210-11〕。

岩井によれば「一斉検挙を終わって、ホッと一息ついたころ」だったという[60]。台湾人組合長の K・E、T・S、C・B 三名と、約十名の「組合幹部級のもの」が曽根崎署を訪問し、「今日の主食取締は余りに強圧的ではないか」、「主食販売は何の法律に違反するのか」と詰問をはじめたのである。英文書（CLO2566）の容疑内容は脅し文句に始まるが、岩井の記憶が確かなら、これは明らかに不当取締と検挙者の身柄拘束に対する、一種の集団的な異議申し立てのすべりだしである。

この検挙者の身柄解放の要求に対して、曽根崎署長の山口は主食追放開始から現在に至る経緯、すなわち組合への協力依頼や、それまでの違反者に対する穏便な説諭処分などを説明、「情理をつくし説得」したが、「興奮している組合幹部は（...）机を叩いて激昂議論し」、検挙者の即時釈放と「府庁へ行っての話し合い」を要求したという。

つづく岩井の記述には、激昂する組合員と冷静沈着な山口署長との対比が鮮明に描かれている。

> 威迫的に大声で怒鳴り散らし「中国人や台湾人、朝鮮人などを如何なる理由で検束するのか」と無茶苦茶なことを言って山口署長に強談する。しかし、如何ように言われようとも、如何ように彼等が激昂しようと、山口署長は冷静沈着そのもので何回となく(...)同じことをくり返し繰り返し説明したが、組合幹部はただ「検挙した者を釈放せよ」の一点張りでらちがあかない〔岩井 同上〕

---

60 以下の事件当日および事件後の記述は〔岩井 前掲:211-17〕に依拠している。

ここにきて、CLO2566 の(1)の展開、組合交渉員から口々に、要求を飲まぬなら、暴力、放火といった不当な行動に出るとの「脅迫的な態度」が示され始める。

> ヤミ市の台湾人が続々と曽根崎署につめかけ、廊下は勿論、公廨、署長室に侵入する者も現れ、組合幹部の尻を叩いて交渉に景気づける者もあり、或いは、けんけんごうごうと口々に叫び、どなる者の数が増加して来た(...)それでも、山口署長は全く落ちついたもので、顔色一つ変えず食糧管理法を説明し、違反者はこの食糧管理法にもとづいての検挙であるから、決して不当、不法の検束でない。また事犯は出来るだけ早急に取調べを行って解決するよう努力するからと説明した〔岩井、前掲:212〕

ここで二件の英文書内の重要な差異についてふれたい。CLO1505 の事件概要（3.c）の「pistols and clubs」という暴徒の武装に関する記述が CLO2566 からは削除されている。また岩井の記述にも曽根崎署内の交渉員が武器を構えていたとする記述はみあたらない。おそらく、これは書き漏らしではないだろう。通常、警察が棍棒や拳銃を振り回す人間たちと二時間以上も議論を交わし続ける光景は不条理だからである。無論、CLO2566 の内容の(2)に示される防犯課長への暴行沙汰は否定しないが「胸倉をつかみ殴打」、「腕をねじりあげる」といった所作は、やはり素手の人間のそれである。とはいえ、この時点で交渉員らが取押えにあっても不思議はないが、英文書の記述からは交渉がさらに二時間以上も続いたことが示唆されている。

岩井の記述内容は基本的に CLO2566 と一致しているが、英文書内に存在しない展開として、事件の只中に占領軍関係者が介入していたことが書かれている。そして、組合交渉員側にとって、これがとどめとなった。

防犯課長への乱暴にたまりかねた山口署長が「進駐軍憲兵隊本部へ出頭し、司令官の前で話をつける」と交渉員らを一喝すると、「それまでに頑迷に反抗的態度であったのが、急に妥協的となり〝代表者を出すから、署長室で話し合いたい〟旨を申し出て来た」という。この変わり身の早さや、「府庁での話し合い」が要求されていたことをふまえれば、交渉員たちはむしろ第三者（占領軍関係者）からの助力を期待していたのではないか。

しかし、通訳を連れて署長室を訪問した MP 司令官副官のヘンリー中尉は、署長室で話し合い中だった台湾人たちに向かって、主食販売の絶対禁止、外国人も警察の取締対象である旨を「強硬に申し渡した」のである。岩井の記憶によれば、さらに片言の日本語で「ぐずぐずいうな」という旨の罵倒があり、交渉員らは呆然と立ちすくんだという。

このヘンリー中尉の一喝をもって、組合代表たちは退去し、事件は解決したかにみえた。だが、しばらく時間が経ったのち

> 退去していった台湾代表者を先頭に約二百人位の者が署内に続々と侵入して来て、先

頭の約三、四十名位の者が口々に「検束者を釈放しないなら、自分らも豚箱へ入れてくれ」と怒鳴り散らして、なだれをうって署長室へ迫った〔岩井 、前掲:213〕

そして、

だれがやり始めたのか、遂に執務中の警官に対して硯箱、インク壜やその他手当たり次第に付近にあった器物を投げつけ、公廨に入っては机や椅子を打ちつけ、電話機を破壊するなどの暴行をはたらき始めた。こうなっては黙って見ている警察官はいない、たちまち、格闘十分位にして暴漢は署外へ逃走したが、山本警部補以下十九名の者が打撲傷、骨折、その他重軽傷を負った〔同上〕

つまり、占領軍関係者（第三者）の立ち位置が告げられ、そこから雪崩を打つように器物破損や癇癪めいた暴行が生じ、警官たちの応戦に火がつき、一挙に乱闘、投石騒ぎへと発展したのであった。

以上が、現場の刑事が目撃した「曽根崎署襲撃事件」の内実であった。仲間の拘束を不当と判断する（非武装での）台湾人や朝鮮人たちの交渉が警察から突っぱねられ続け、罵詈雑言、暴行、器物破損などの様々な問題行動が生じ、警官の反撃をもって乱闘や投石騒ぎに転じたことが、一連の事件の顛末であった。はたして、これを「襲撃」事件と表現することは妥当なのだろうか。

無論、検挙者の身柄解放の要求が無茶なのだというむきもある。だが、ここで拘束された台湾人や朝鮮人は重罪人や政治犯の類ではなく、「チャプスイ chop-suey の露天商」（CLO2566）なのだ。捕まったのは広東料理（ごった煮丼）の屋台である。街頭での統制違反の圧倒的大半は物資の押収（公定価格での買取）と説諭処分が適用されたのであり、ここでの「身柄の解放」とはつまり、数週間前までのごく当たり前な法執行を適用せよ、と、そう要求しているにすぎないともとれる。事実、三月四日時点での懇願は通っている。

この要求が道理に反するようにみえるのは、警察の徹底した交渉拒否の姿勢と若者（交渉員）らの怒気を孕んだ罵声によるところが大きい。そして、この落ち着き払った警察署長と怒りに叫ぶ若者たちの落差には、主食追放をめぐる一連の交渉の問題が集約されている。第三章に示した台湾人と警察側との一連の交渉は、便宜上「交渉」と表現したものの、それが交渉と呼べる代物でないことはあきらかだった。合意形成、妥協、譲歩といった交渉事に必要な特質を、一連のやりとりは決定的に欠いている。主食追放が闇市関係者の死活問題だとする訴えに対して、警察はなんら実質的な応答責任を果たしていない。あきらかに、それらは決定事項の説明にすぎなかった。

もちろん、交渉員らの語気の荒さと山口警察署長の終始丁寧な応対の対照は書き手の身内びいきもあろうが、ある意味では社会理論上の峻別すべき概念の対立としても捉えられ

る。すなわち、「命令行為」(order)と「命令権」(power of command)の対峙である[61]。他者の行動を指図するという単純な水準では、交渉員らと警察側のふるまいは、いずれも命令行為だといえる。ただし、強制力の有無という次元に目を向けるならば、両者には埋めがたい差が存在している。とどのつまり、社会的に承認された裁量権を持っている警察署長に相手を脅す必要などはない。最終的には、相手の意志とは無関係に多数の警官という実力を通じて法を執行しうるのだから。反対に、台湾人組合の諸々の要求や死活問題はすべて、相手（警察）の意志決定に依存している。ここでは意見対立する相手の意思を言葉を通じて変えるほかない。なおも要求が通らないのであれば、説得はしだいに「脅迫」へと変わってゆく。奇しくも鈴木栄二の座右の銘は「吠える犬は噛まない」だったというが〔鈴木 1952:23〕、それはこうした動態の核心をついているようにみえる。そして、この権力関係の陰湿さは、それが第三者によって目撃される場合に最大化される。脅迫は不道徳と非難される行為であり、ふつう、「要求をのまねば火をつける」と脅しの言葉を口にする人間の肩を持とうとする者はまれである。

岩井の記述には CLO 文書には記されていない事件直後の展開が記述されている。

事件直後、現場には関係者たちが続々と集合した。田中警察部長、湯浅警務課長、検察庁の米原高等検事局次席、占領軍憲兵隊のリバース司令官、ヘンリー副官らによって事後処理の協議が行われ、そこで憲兵司令官（リバース）は「積極的に本件の措置に関して援助を惜しまぬ」と警察側を激励したという。またさらに、暴動の再発を懸念した警察関係者たちは多数の聞き込みや内偵を通じて台湾人・朝鮮人側の動向を入念に探っていた。様々な風評が流布し、緊張は高まっていた。しかし、事件の数日後の岩井のもとに曽根崎署の公安課から関連団体の動向を伝える決定的な連絡がはいる。公安課曰く、事件に対する各団体の評価はこうだった。「今回の事件に就て在日朝鮮人聯盟は中国華僑聯合会とは共同闘争を行わず(…)傍観的にして立上る気配全くなき模様」、「大陸華僑聯合会はこの事件は台湾省民の不法事件にして(…)中国青年隊は立上る事はあるまいとの意見が濃厚なり」〔岩井 前掲:216〕[62]。

だが、なおも不安のぬぐえない岩井は、事件についての意見を求めるため、自身の知己だったという野田阪神の「インテリの台湾青年」を訪ねている。無論、知己とはいえ警察官である岩井に青年が本心を漏らしたかは不明である。とはいえ、「自由市場」(闇市)の台湾人青年隊長でさえ次のように発言せざるを得なかったのであれば、もはや梅田の台湾人たちを弁護するものなど存在しなかったのではないか。

---

61 命令行為そのものと命令権の峻別は、後述するグレーバーの強調する論点である〔Graeber&Sahlins 2017:456-9〕。

62 大陸系の華僑団体や朝鮮人団体が事件に対して否定的な姿勢を見せる一方で、在日台湾人の運営する国際新聞社は事件究明や報道に向けた会議を開くなど独自の動きを見せている。また台湾人の有力者(大阪地方裁判所の元判事)が事件解決に向けて軍政部から渉外係に便宜を図るよう働きかけていたという〔岩井 前掲：215-6〕。

梅田の連中は真昼間に銀めしを売ったりするから捕らえられるのであって(…)取押えられた者を取返すなどということは常識から考えてもやるべきものではないから、私は、梅田から応援を頼んできても応援してやらないし、大阪の連合会も神戸の方も同じ意見です(…)台湾人も無法な者ばかりではありませんよ〔同上:217〕

おわりに

本稿は大阪の闇市の事例研究として、これまで「第三国人」による「暴動」として位置づけられてきた「曽根崎署襲撃事件」を再検討した。その実態は検挙者の身柄解放を求める一種の直接行動だったのであり、最大の争点はモノやカネではなく、ヒトの奪還にあった。それは取り締まりに対する突発的な事件というよりは、むしろ時間的な厚みのなかで生起した出来事であった。

この検挙者の身柄をめぐる対立という構図は京都や長崎の事例にも確認される要素であり、この構図を意識することは一章でふれた梅田闇市における取締主体（警官・専売局員）の負傷事件を捉えなおすうえでも有効である。

1946 年 6 月 19 日の梅田闇市における警官・専売局員の負傷事件、また 7 月 4 日の台湾人男性による取締の妨害事件における共通点は、検挙された本人が抵抗した事件ではなかったことである。二つの事件に共通するのは、被検挙者の身柄解放を目的とする第三者による公務執行妨害という要素である[63]。つまり、逃げそこねた仲間を逃がそうとした台湾人の若者たちが、警官を挑発したり、背後から奇襲したのである[64]。

本稿が「闇市における暴動の基礎構造」として提示するのは、この「第三者による逃走幇助」（と取締主体の衝突）という構図にほかならない。

この構図を意識するならば、闇市という場において日本人を主体とした暴動がほとんどみられない理由がはっきりする。闇市は全国各地から売り手と買い手が集まる流動的な「市」であった。見ず知らずの人間同士が交流する空間であり、ゆえに取引は信用に依存しない現金払いや「物々交換」が主流となっていた。なにより、そこでの主要目的は他者との継続的な社会関係の構築（つまりはヒト）ではなく、モノ（やカネ）の獲得にある。無論、こうした市のもつ流動性や匿名性の高さは、闇商人の逃走においては有利に作用しただろう。先述した松平による記述――（ヤミ市は）「下手な手入れにはいると、警官が袋叩きに遭うこともある」――は、身元の割れたマーケットの主人にとっては不条理でも、警官に一撃を食らわせた後に姿を隠せる他県からの露店商ならば話は変わってくる。

ただし、この状況は裏返せば、逃げ遅れたばあいに周囲の助けをほとんど期待できないと

---

63 『朝日』(450720)参照、『時事』(460720)には「巡査の職務を妨害して容疑者を逃走させた」とある。

64 『新大』(460619)、『毎日』(460620)を参照。記載された名前や年齢をみるかぎり、検挙された三名のうち二人は兄弟ないし親類だったとみられる。

いうことである。周囲の人間はみな基本的に赤の他人なのだから[65]。

他方、おなじ取締りの渦中にあって、台湾人の若者たちは逃げなかった。そこに仲間がいたからである。にもかかわらず、警察に公然と盾突いた事実によって、かれらは道義の退廃という烙印を周囲から押されたのだった。

一連の過程には植民地支配に由来する差別感情が「闇商人（台湾人）による暴動」（暴行）という具体的な触媒によって再生産される過程がみてとれる。あきらかに、この展開は人類学者のデヴィッド・グレーバーが「支配の基礎構造」として描いた過程を如実になぞっている〔Graeber 2019〕。

ここでの支配とは、特定の人間や集団に対する暴力（加害行為）が一過性の現象で終わらず、それが持続的に生起する社会関係を指しているが、これは被害者に対する加害行為（暴力）が第三者によって道徳的に承認される事態だと捉えてもよい。いうまでもなく、レイシズムの核心をなす構造がここにある。支配とは、特定の加害行為に対して第三者（観衆）が止めに入らない状況なのである。

グレーバーによれば、こうした支配関係の基礎を支えているものは、加害行為を道徳的に正当化する、ある種の演出術なのだという。それは加害行為によって被害者から特定の反応を引き出すことで、発端となった加害行為を事後的に正当化する手法である。つまり、継続的な挑発行為（執拗な嫌がらせ）によって、たまりかねた被害者（加害対象）から暴言や暴行といった周囲から非難される問題行動を引き出し、それを第三者（観衆）へと晒すことで、自身の加害行為を正当化する手口である[66]。端的にいえば、学校や職場で日常的に実践される「いじめ」の構造そのものである。そして、被害者の逃げ場を断つことが、こうした支配の基礎構造を成立させる決定的条件なのだ。

執拗な監視と取締り、そして交渉の否定の連続のなかで闇商人たちが警察と事を構え、周囲から孤立していった過程が「曽根崎署襲撃事件」の全容だったといえる。旧植民地被害者に対する差別感情は闇市の暴動という具体的な触媒を獲得し、警察関係者の言説を超えて戦後の都市開発といった文脈にも伏在していったようにおもえる。そして「警察署襲撃事件」のもつ響きは、戦後から七〇年以上が経過した現在もなお、「非日本人」に対する差別感情を呼び起こすべく召喚され続けている。これらの抑圧の言説にはいずれまた挑みたいが、ここにある閉塞感をわずかでも削ぐことにつながればとの思いから、梅田闇市の騒動が闇市に特有の逃走劇の性格を色濃く有していた事実を指摘することでもって、本稿を閉じることにしたい。

岩井の記述やＣＬＯ文書は、一連の騒動には百名とも二百名ともつかない人間が関与していたと伝えている。無論、正確な人数など知るべくもなく、警察による誇張は多分にあっ

---

[65] たとえば『日日』(460421)には「空襲警報」を題材にした読者投稿の小説が掲載されているが、それは店番を頼まれた通行人が符牒の意味を知らず逃げ遅れる、という筋になっている。

[66] 6月19日の警官・専売局員の負傷事件後、曽根崎署には警官らを賞賛する激励の花束が多数届いたという。

ただろう。それでもなお、事件当日の曽根崎署に二百名以上の警官が集結していた事実を思えば、騒擾罪の容疑者として取り調べられたのが、最終的に 16 名だったとする岩井の記述には目を瞠らされる〔岩井 前掲:214〕。

「暴徒」の群集に逃げ道を用意し、その逃走幇助に一役買った存在は、まちがえるはずもない。梅田を庭場にしていた若者たちが、曽根崎署を飛び出して真っ先に向かう先は、闇市のほかに考えられない。阪神裏に乱立するバラックの巨大な迷路が、かれらに逃げ道を用意した。客に紛れ、通行人を装い、路地をぬうように疾走する者たちが、制服の追っ手をまいていく。そういう場面を浮かべても、おそらくバチは当たらない。事実、この捕り物を目撃したという梅田の女性店主は、バラックの隙間の「片足が入るかどうかという狭いところに三人も逃げ込んで(…)人間、イザとなるとずいぶん薄っぺらくなるもんだと感心した」と語っている〔大阪・焼跡闇市を記録する会編、前掲:312〕。岩井によれば、曽根崎署員はすぐさま闇市内の台湾人店舗を急襲し、五十六名もの人間を検挙したが、取調べの結果、ほとんどは事件に無関係という判断を下すほかなかったようだ。

結果として CLO2566 は、以下の一文で閉じられることになった。

事実の列挙にすぎない素っ気ない一文が、わたしにとっては、ひとつの気なぐさみである。

C.　その他の情報

(…)事件の首謀者と疑われる台湾人の CB および TS は、二百名ほどの仲間と共にその場から逃走、検挙は至難のものとみられる。

引用文献一覧

Graeber, David & Sahlins, Marshall (2017). *On Kings*. Hau Books.
Graeber, David,2019, July 3, “The Bully's pulpit:On the elementary structure of domination”. *The Baffler*. （2021 年 5 月 1 日取得）
芳賀達彦（2018）「警察と顔役：大阪市内闇市の組織化に関する考察」『人間社会学研究収録』第 13 号：221-245
原山浩介『消費者の戦後史：闇市から主婦の時代へ』（2011、日本経済評論社）
橋下健二・初田香成編『盛り場はヤミ市から生まれた・増補版』（2016、青弓社）
初田香成『都市の戦後：雑踏のなかの都市計画と建築』（2011、東京大学出版会）
石榑督和『戦後東京と闇市』（2016、鹿島出版会）
岩井弘融『暴力:日本のやくざ』(1957、平凡社)
岩井寿九郎『刑事の足跡』（1959、連合通信社）
何義麟（2015）「GHQ 占領期における在日台湾人のメディア経営とその言論空間」日本台湾学会報 / 日本台湾学会『日本台湾学会報』編集委員会編、第 17 号：110-127
神戸華僑華人研究会編『神戸と華僑：この 50 年の歩み』(2004、神戸新聞総合出版センター)
松平誠『ヤミ市：東京池袋』（1985、ドメス出版)
三輪泰史『占領下の大阪』（1996、松籟社）
村上しほり『神戸 闇市からの復興：せめぎあう都市空間』（2018、慶應義塾大学出版会）
永井良和『定本 風俗営業取締り：風営法と性・ダンス・カジノを規制するこの国のありかた』（2015、河出書房新社）
西川祐子『古都の占領：生活史からみる京都 1945-1952』（2018、平凡社）
岡野翔太（2016）「日本における台湾同郷組織の成立とそのジレンマ:日華平和条約の締結と終了を起因として」『現代台湾研究』第 46 号:27-56
大阪府警察史編集委員会編『大阪府警察史（第３巻）』（1973、大阪府警察本部）
大阪市北区役所編集・発行『北區誌』（1955）
大阪市都市整備局編集・発行『大阪駅前改造事業誌』（1985）
大阪市役所編集・発行『大阪市戦災復興誌』（1955）
大阪都市協会編『北区史』（1980、北区役所）
大阪・焼跡闇市を記録する会編『大阪・焼跡闇市：かつて若かった父や母たちの青春』(1975、夏の書房)
朴憲行『軌跡：ある在日一世の光と影』（1990、批評社）
逆井聡人『〈焼跡〉の戦後空間論』（2018、青弓社）
Scott, J. C. (1985). *Weapons of the weak: Everyday forms of peasant resistance*. Yale University Press.
新木武志（2019）「占領期長崎におけるヤミ市の形成と中国人・在日朝鮮人：長崎警察署襲撃事件を中心として」長崎総合科学大学長崎平和文化研究所編『平和文化研究』第 40 集：51-79

鈴木栄二『総監落第記』(1952、鱒書房)
竹前栄治監『GHQ への日本政府対応文書集成(第４巻 昭和２１年３月１日－５月１８日)』(1994、エムティ出版)
竹前栄治監『GHQ への日本政府対応文書集成(第５巻 昭和２１年５月１８日－７月３１日)』(1994、エムティ出版)
田中はるみ(1996)「京都の闇市」関西大学史学・地理学会『史泉』第 83 号:1-17
――――――(1998)「日本の敗戦と民衆：大阪を中心にして」大阪国際平和研究所『戦争と平和'98』第 7 号:75-98
田中鋳三『商いからみた梅田半世紀：ヤミ市・地下街・高層ビル』(1990、ブレーンセンター)
楊子震(2012)「帝国臣民から在日華僑へ：渋谷事件と戦後初期在日台湾人の法的地位」日本台湾学会報編集委員会編『日本台湾学会報』第 14 号:70-88
安田常雄編、大串潤児・高岡裕之・西野肇・原山浩介編集協力『社会を消費する人びと：大衆消費社会の編成と変容』(シリーズ戦後日本社会の歴史 ２)(2013、岩波書店)
読売新聞大阪社会部編『戦争：新聞記者が語りつぐ １』(1976、読売新聞社)

On the Elementary structure of riots in Osaka Yami-ichi

-A case study of the Attack on the Sonezaki police station-

Tatsuhiko HAGA

This paper provides an understanding of the elementary structure of the riot against the policing in Osaka City in March 1946. The author also describes Taiwanese ethnic groups that controlled Umeda black market and police officials of Sonezaki police station that negotiated with them.

First, this paper described the prejudice held by the police officer against the Taiwanese people who were the main actor in the riot, and the living condition of Taiwanese in black market. Second, this paper addressed the problems of negotiation process between the police and ethnic groups that took place just before the riot.

Through a series of surveys, it has revealed that the riots in the black market was a collective action to help arrested fellows or neighbors release from the police. This explains why there were few riots by Japanese, because they were not motivated to engage in a collective action for fellow Japanese. And these characteristics of the riot reinforced racism among the police and SCAP officials.